

○荒川区葬祭場、遺体保管所等の設置に関する環境指導要綱実施細目

7 荒 地 区 発 第 75 号
制定 平成 7 年 5 月 22 日
(地 域 振 興 部 長 決 定)
平成 11 年 4 月 28 日一部改正
平成 18 年 3 月 27 日一部改正
平成 27 年 3 月 20 日一部改正
平成 27 年 8 月 3 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 8 年 4 月 1 日一部改正

この実施細目は、「荒川区葬祭場及び遺体保管所等の設置に関する環境指導要綱」の実施に関し、必要な事項を定める。

1 協定の締結

第 5 条第 4 項に規定する協定書は、次の書式によるものとする。

- (1) 協定書（第 2 号様式）
- (2) 計画概要書
- (3) 案内図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 各階平面図
- (6) 求積図

2 締結の時期

第 5 条第 4 項の規定による協定の締結は、第 7 条第 2 項の規定に基づく報告書の提出後に行うものとする。ただし、建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく建築確認申請等の手続きが必要な場合は、その手続きを行う前とする。

3 図書等の作成

- (1) 第 5 条に掲げる図書、第 10 条に基づく工事完了報告書および第 11 条に基づく計画変更届は、「荒川区市街地整備指導要綱」の適用を受ける場合には、その図書とあわせて作成することができるものとする。
- (2) 第 5 条第 3 項に規定する図書の作成方法は、「荒川区市街地整備指導要綱」を準用する。

4 事務の所管等

- (1) 「荒川区葬祭場、遺体保管所等の設置に関する環境指導要綱」および実施細目に関する事務は、区民生活部地域つなぐ課が処理する。ただし、第 5 条第 4 項の規定による協定の締結に際しては、防災都市づくり部都市計画課、住まい街づくり課、建築指導課と協議する。
- (2) 近隣関係住民等と事業主との紛争の予防と調整に関する事務は、必要に応じて協定締結後も行うものとし、区民生活部地域つなぐ課が処理する。
- (3) 本要綱および実施細目に定めのない事項等については、関係部課が協議し対応するものとする。

附 則

この細目は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。